

都市計画道路（3・1・1 創成川通）の変更



1 都市計画変更の概要

【3・1・1 創成川通】

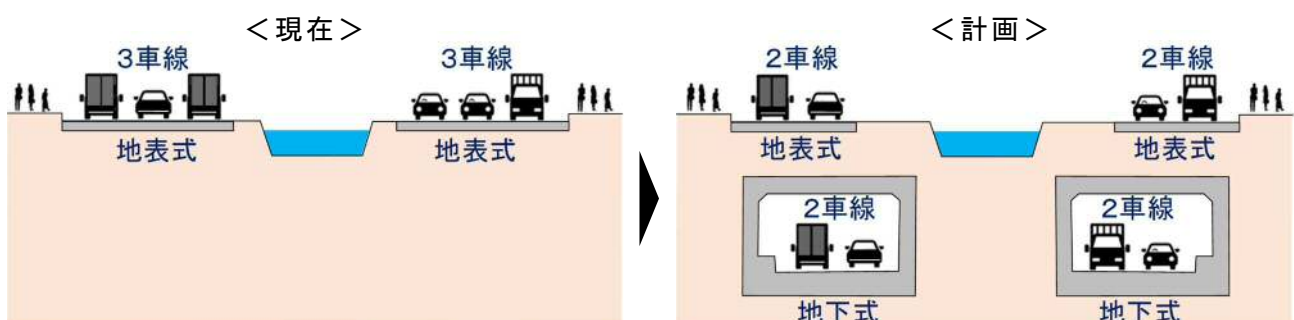
○変更区間

- ・札幌市中央区南5条西1丁目～札幌市北区北36条西2丁目
- ・延長：約5,540m（創成トンネル約1.1km＋新規地下式区間約4.5km）

○変更内容

- ・一部区域の変更 …札幌新道交差部の嵩上式区間の区域を追加
- ・一部構造形式の変更…現在の地表式に、地下式（トンネル部）と嵩上式（高架部）を追加
- ・一部車線数の決定 …現在未決定のものについて、8車線（地上式4車線＋地下式4車線）ほかに決定

▼断面イメージ（代表箇所）



2 都市計画変更の経緯と理由

- 札幌圏都市計画道路 3・1・1 創成川通は、「道央都市圏の都市交通マスタープラン（平成 22 年 3 月策定）」において、骨格道路網として、自動車交通の円滑性向上を重点的に図る道路軸（都心アクセス強化道路軸）に位置付けており、その実現に向けて、国・北海道・札幌市の三者により検討を進めてきた。
- 令和 2 年 3 月に、国による一般国道 5 号創成川通の計画段階評価手続きにおいて、第三者委員会の審議を経て、道路構造を地下トンネルを基本とする「地下整備案」に決定したことから、本道路計画を都市計画に位置付けるため、創成川通の都市計画変更を行う。

3 平面図（北 34 条周辺抜粋）

